

令和7年10月16日
都市整備部都市計画課

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

1 経緯

建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、廃棄物処理施設の用途に供する建築敷地について、既に稼動している施設の処理量の変更に伴い、特定行政庁（東京都知事）あて許可申請が提出された。

このため、東京都において、都市計画審議会に付議するにあたり、本区に意見照会があったため、区の都市計画審議会に付議する予定である。

2 申請者

株式会社春江（江戸川区松江四丁目24番10号）

3 施設の概要

- (1) 名称 エコアース
- (2) 種類 産業廃棄物処理施設
- (3) 位置 江東区新木場四丁目3番10号（住居表示）
- (4) 用途地域等 工業専用地域
- (5) 建築物の概要
 - ①構造 : 洗車場 (既存) 鉄骨造 地上1階
倉庫 (既存) 鉄骨造 地上2階
廃棄物処理施設 (新設) 鉄骨造 地上2階
 - ②敷地面積 : 約3,200 m²
 - ③建築面積 : 約1,500 m²
 - ④延床面積 : 約1,800 m²

4 処理能力

廃プラスチック類 破碎 約383.65 t/日（24時間）
木くず 破碎 約595.68 t/日（24時間）

5 搬出入車両台数

搬入 : (通常時) 30台 (繁忙期) 37台
搬出 : (通常時) 10台 (繁忙期) 13台

6 今後の予定

令和7年11月 江東区都市計画審議会
12月 東京都都市計画審議会
令和8年2月 工事着手
令和9年2月 施設稼働